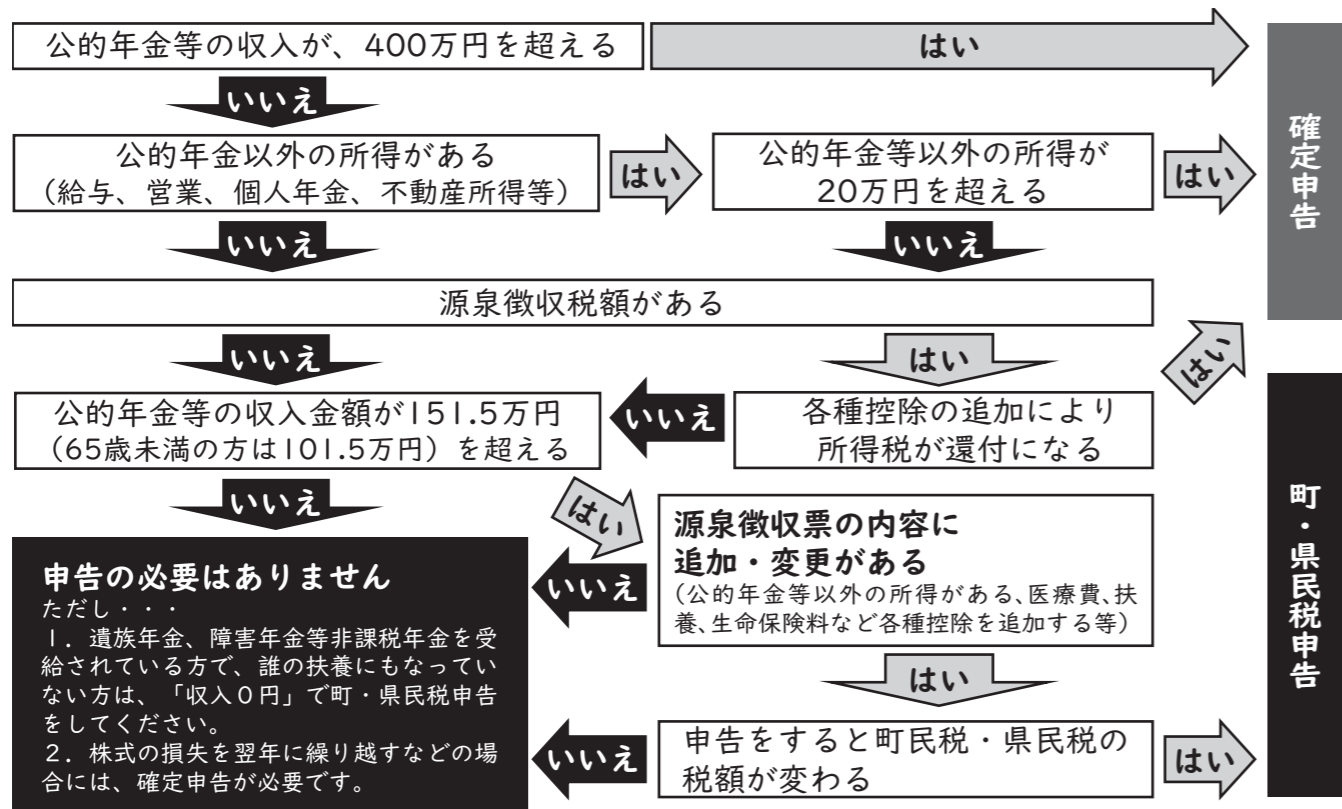




公的年金等を受給されている方へ ~申告が必要?不要?フローチャート~



町・県民税の申告について

所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。

申告会場の混雑緩和のため、郵送による提出のご協力をお願いします。

町・県民税の申告書は、坂町ホームページに掲載します。

また、役場税務住民課(☎820-1503)へご連絡いただければご自宅へ郵送します。

必要書類等

- 役場から申告案内の手紙が届いている方は、書類一式
- 個人番号カードまたは通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類
- 各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- 不動産・営業等収入のある方は、**収支内訳書(必ず事前に作成し、お持ちください。)**
- 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払済の医療費の明細書
必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。
 領収書を提出していただく必要はありません。ご自宅で5年間保存してください。
- 寄附金控除を受ける方は、領収書、または「寄附金控除に関する証明書」(ふるさと納税の方のみ)
- 身体障害者手帳等(お持ちの方)
- 学生等の方は、身分証明書または在学の確認ができるもの
- ご本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)

注意事項

- 前年中の収入が無い方も、その旨を申告しなければならない場合があります。
- 令和6年1月1日現在で坂町に住民票がない方は、坂町(海田税務署)で申告を受け付けることができません。上記時点での住まいの自治体や税務署で申告をしてください。

令和6年度(令和5年分)所得税の確定申告及び町・県民税の申告について

令和6年度(令和5年分)所得税の確定申告については、申告会場の混雑緩和のため、お住まいの地区ごとに申告の受付日を指定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。また、郵送及び電子申告(e-Tax)による提出にご協力をお願いします。

坂町での申告受付

日時		地区	会場	
2月	13日(火)	小屋浦一丁目・二丁目・水尻・亀石	小屋浦ふれあいセンター 3階 大会議室	
	14日(水)			
	15日(木)			
	16日(金)	植田		
	19日(月)	横浜三部		
	20日(火)	横浜二部		
	21日(水)	横浜一部・鯛尾		
	22日(木)	横浜地区全体		
	26日(月)	勿条		坂町役場 2階 研修室
	27日(火)	中村・西側		
28日(水)	上条			
29日(木)	森浜			
3月	1日(金)	平成ヶ浜		
	4日(月)・5日(火)	浜宮		
	6日(水)	北新地		
	7日(木)・8日(金)	坂地区全体		
	11日(月)~15日(金)	町内全地区		

※土曜開庁窓口では受付を行っていません。ご注意ください。

※坂町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできませんのでご了承ください。

税務署での確定申告の受付

日時	
2月15日(木)~3月15日(金) (土日・祝日を除く)	受付: 8時30分~16時00分 相談: 9時00分~17時00分
2月15日(木)以前も相談を受け付けます。	

海田税務署での申告は予約制です。会場への入場には「入場整理券」が必要ですので、事前に手続きをお願いします。入場整理券は、会場で当日配付(枚数制限有)。

2月16日(金)以降は、国税庁のLINEから事前発行もできます。→



問合せ 所得税の確定申告に関するお問合せ 海田税務署 ☎823-2131
 町・県民税の申告に関するお問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503